

夏季の軽装について

平成 17 年 4 月 28 日
閣僚懇談会申合せ

地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、夏季においては、政府全体として軽装での執務を促すこととする。

1. 6 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、外国賓客の接遇、表彰式等の格別の公式行事への出席等やむを得ない場合を除き、原則として軽装で執務しても差し支えないものとする。
2. 軽装とは、ノーネクタイ、ノー上着をいう。ただし、社会常識を逸脱しないよう節度を保つものとする。
3. 軽装の励行について広く理解を得るよう努めることとする。

夏季における軽装の励行について

平成17年5月
大臣官房人事課

平成17年4月28日閣僚懇談会申合せの趣旨を踏まえ、地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、政府全体における取組にあわせて、内閣府においても、夏季においては、暑さをしのぎやすい軽装での執務を励行するものとする。

【軽装の励行期間】

6月1日から9月30日まで

【留意事項】

1 軽装の励行

上記励行期間内において、外国賓客の接遇、表彰式等の格別の公式行事への出席等やむを得ない場合を除き、原則として軽装で執務して差し支えないものとする。

(執務室のほか、庁舎内の会議室等についても、儀礼上軽装が適当でないと認められる場合を除き、軽装で執務して差し支えないものとする。)

2 会議等の案内

主催する会議等については、儀礼上軽装が適当でないと認められる場合を除き、出席者(府外部の出席者を含む。)に対して、案内状等において軽装の励行を呼びかけるものとする。

3 「軽装」の範囲

「軽装」とは、以下を基本とするが、具体的には職員各自が適切に判断することとする。

- (1) ノーネクタイ
- (2) ノー上着
- (3) 半袖シャツ、開襟シャツ、ポロシャツ等の夏向きのシャツ
- (4) 次に掲げるようなものなど社会常識を著しく逸脱するような服装は避けるものとし、公務に従事する職員として、国民の理解が得られるような

服装を心がけるものとする。

- ・ 専ら娯楽やスポーツに用いられる服装や色柄の極端に華美なものなど、ビジネス用途に適さないもの（ランニング、短パン、ビーチサンダルなど）

4 来訪者等の理解

各課室ごとに、入口付近など来訪者等の見やすいところに軽装期間である旨の掲示を行い、軽装での執務について広く理解を求めるものとする。